

特集

支え合って暮らし安心

国民年金



国民年金ってなに？

国民年金は現役世代が納める保険料と国の負担により、加入者が高齢になったとき、病気やけがで障がいが残ったときなどに国が年金を支払い、安定した生活をみんなで支えるための制度です。

例えば起こるかもしれないこんなこと・・・



そんなときに支えてくれるのが国民年金です！

<p>■老齢基礎年金 満額 78万6,500円(年額) 6万5,541円(月額)</p> <p>保険料を納めた期間や免除された期間などが合わせて25年(300カ月)以上ある人が原則として65歳になってからもらえます。</p> <p>年金額は年金をもらうまでに保険料を納めたり免除されたりした月数によって計算されます。</p>	<p>■障害基礎年金☆ 1級 98万3,100円(年額) 2級 78万6,500円(年額)</p> <p>65歳になるまでの病気やけがなどによって障がいが残ったときにもらえます。</p> <p>※障害者手帳の等級と障害年金の等級は異なります</p> <p>■特別障害給付金☆ 1級 4万9,500円(月額) 2級 3万9,600円(月額) ※平成24年度の金額</p> <p>障がいの原因となった病気やけがで初めて病院に行った日が、任意加入しなかった未加入期間(昭和61年3月以前に第2号被保険者の配偶者であったとき、または平成3年3月以前に学生であったとき)にあり、障害基礎年金が請求できない人がもらえます。</p>	<p>■遺族基礎年金☆ 子のある妻 101万2,800円(年額) 子のみ 78万6,500円(年額)</p> <p>国民年金に加入していた人が死亡したときに、18歳未満の子(または20歳未満で障がいのある子)がいる場合に妻または子がもらえます。</p> <p>■寡婦年金☆ 夫がもらうはずだった年金額の4分の3</p> <p>国民年金に加入していた人が年金をもらわず死亡したときに、妻が60歳から65歳になるまでの間もらえます。</p> <p>■死亡一時金☆ 12~32万円</p> <p>国民年金を36カ月以上納めた人が年金をもらわずに亡くなったとき、納めた月数に応じた一時金を遺族がもらえます。</p>
---	---	--

☆印のついている年金をもらうためには右記以外にも一定の条件があります。詳細はお問い合わせください。
※年金額は平成25年4~9月までの金額です

お知らせ

1月末から、日本年金機構が「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を実施しています。現在、まだ持ち主が確認できていない年金記録は約2,200万件あります。自分の年金記録にも「漏れ」や「誤り」があるのではと心配な人は、年金事務所にご相談ください。
※詳細は日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) へ

国民年金に加入するのはどんな人？

国民年金には日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が入ります。加入している種類によって保険料を納める方法が異なります。

<p>第1号被保険者 日本に住む20歳以上60歳未満の人で、第2号・第3号被保険者以外の人。 保険料は自分で納めます。</p>	
<p>任意加入被保険者 外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人ら、第1号被保険者には該当しない人で、国民年金に加入している人。 保険料は自分で納めます。</p>	
<p>第2号被保険者 厚生年金保険(船員を含む)や共済組合の加入者。 保険料は給与から天引きされます。</p>	
<p>第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。 保険料は配偶者の加入している年金制度が負担するため、自分で納める必要はありません。</p>	

こんなときには手続きを！

こんなとき	必要なもの	お手続き先
20歳になった	本人確認ができるもの、認め印、学生は学生証(コピー可)や在学証明書	・市役所 国保・年金課(市役所別館3階)、福祉総合窓口(市役所別館1階)、市民課(市役所本館1階)、支所・出張所 ・松山東年金事務所(朝生田町一丁目) ・街角の年金相談センター(花園町)
会社などを辞めた	年金手帳、認め印、退職票など退職日の分かるもの	
離婚などで扶養(第3号)ではなくなった	年金手帳、認め印、社会保険資格喪失証明書など	
松山市に転入してきた	年金手帳、認め印	
年金手帳をなくした	本人確認ができるもの、認め印	
亡くなった	亡くなった人の加入していた制度によって異なります。事前にお問い合わせください。	

※代理人が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認ができるものも必要

保険料の口座振替を希望する人は、預金通帳と届け印もお持ちください

国民年金保険料はいくら？

平成25年度 保険料額	納付方法
月額 1万5,040円	① 納付書(金融機関やコンビニで納付)
・付加保険料(右ページ④)	② 口座振替
月額 400円	③ クレジットカード
	④ インターネット(インターネットバンキングの契約が必要)

まとめて納めると(前納)割り引きされます！

	平成25年度 割引額(年間)	
	①③④	②
1年前納	3,200円	3,780円
6カ月前納	1,460円	2,060円
当月末振替(早割)	割引なし	600円

まとめるほどお得に！

※口座振替・クレジットカードによる納付を希望する場合は、事前に申し込みが必要

年金をきちんともらうためには？

保険料をきちんと納めていないと年金額が少なくなったり、もらえなくなったりします(老齢基礎年金をもらうためには25年(300カ月)の受給資格期間が必要です)。いざというとき、年金をもらえないという事態を避けるためにも、保険料は納付期限内に納めましょう。なお納め忘れがある人や納めるのが難しい人のために、次のような制度があります。
※全て申し込みが必要

①納めるのが難しい人は・・・申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例

申請免除 本人・配偶者・世帯主の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が全部または一部免除されます。受給資格期間として数えられ、一定の割合で老齢基礎年金として計算されるため、未納よりも年金額が増えます。

全額免除 (納める金額 0円)	4分の3免除 (納める金額 3,760円)	半額免除 (納める金額 7,520円)	4分の1免除 (納める金額 1万1,280円)
---------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------

※納める金額は平成25年度の金額で、全て月額

若年者納付猶予(30歳未満の人のみ) 本人・配偶者(学生納付特例は本人のみ)の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が猶予されます。受給資格期間として数えられますが、老齢基礎年金には計算されません。

学生納付特例(学生のみ) 本人・配偶者(学生納付特例は本人のみ)の前年所得によって審査され、承認されると保険料の納付が猶予されます。受給資格期間として数えられますが、老齢基礎年金には計算されません。

若年者納付猶予 (納める金額 0円)

学生納付特例 (納める金額 0円)

◎失業特例

退職票などのコピーを添付すると、退職した人の前年所得が審査から除外されるため免除が承認されやすくなります。ただし、ほかの審査対象者に一定額以上の所得があると免除が却下されます。

②過去10年以内に納め忘れがある人は・・・後納(平成27年9月末まで)

過去10年以内に未納や未加入期間がある人は、さかのぼって納めること(後納)ができ、老齢基礎年金を増やせます。受給資格期間が足りない人は、後納して受給資格期間を満たすと老齢基礎年金がもらえるようになります。

※納める金額は当時の保険料に経過年度に応じた「加算額」を加えた金額です。65歳以上ですすでに老齢基礎年金をもらう資格がある人は対象外

③10年以上前に納め忘れがある人、受給資格期間が足りない人は・・・高齢任意加入

60歳から65歳になるまでであれば、任意で国民年金に加入して保険料を納め、年金額を増やすことができます。受給資格期間が足りない人は最長70歳まで加入でき、期間を満たすと老齢基礎年金がもらえるようになります。

※60歳以上で厚生年金などに加入している人、すでに老齢基礎年金をもらっている人は対象外

④もらえる年金を増やしたい人は・・・付加年金

第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者(国民年金基金に加入している人を除く)は、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、毎年、老齢基礎年金に付加保険料を納めた月数×200円が上乘せされます。
※付加年金は障害基礎年金をもらっている間はもらえません

カラ期間 保険料を納めた期間や免除された期間が25年に満たない人でも、次の期間など(カラ期間)を足すことで25年になれば老齢基礎年金をもらえます(カラ期間は受給額には計算されません)。

- 昭和61年3月以前に第2号被保険者の配偶者であって、年金に任意加入しなかった期間
- 平成3年3月以前に学生で、年金に任意加入しなかった期間
- 昭和36年4月以降、海外に住んでいた期間